

# 岐阜県公報

号外(六) 令和二年四月一日

## 人事委員会規則

### 人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

一

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

三

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(同)

六

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(同)

六

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

(同)

七

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

八

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(同)

八

岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

(同)

九

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

九

岐阜県人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

(同)

九

### 人事委員会訓令甲

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

### 岐阜県人事委員会規則第八号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「の各号」を削り、同項第二号イ中「(獣医師の職種を除く。)」を削り、同条第四項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

別表行政職の表知事の項本庁次長の欄中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に、

「情報科学芸術大学院大学事務局長」を「情報科学芸術大学院大学事務局長」に、「及び

東濃農林事務所長」を「東濃農林事務所長及び恵那農林事務所長」に、「農業大学校

長」を「農業大学校長」に改め、同項本庁課長の欄中「県庁舎建設管理監」を削り、「認

定審査監」を「認定審査監」に、「学校連携企画監」を「学校連携企画監」に、「防

災航空センター管理監」を「防災航空センター管理監」に、「航空管理監」を「航空管理監」に、

「SDGs推進監」を「SDGs推進監」に、「地域調整監」を「地域調整監」に、「防

災航空センター管理監」を「防災航空センター管理監」に、「航空管理監」を「航空管理監」に、

「防災航空センター管理監」を「防災航空センター管理監」に、「航空管理監」を「航空管理監」に、

「防災航空センター管理監」を「防災航空センター管理監」に、「航空管理監」を「航空管理監」に、



岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第一号イ中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に、「百分の二百三十五」を「百分の二百三十」に改め、同号ロ中「百分の二百五」を「百分の二百」に改める。

第七十五条第一項第二十八号中「夏期」を「夏季」に改める。  
別表第一子ども相談センターの項中

<p>(3) 児童の生活指導に直接従事することを本務とする保育士及び児童指導員（①及び②に掲げる者を除く。）</p>	<p>一</p>
<p>(3) 児童相談業務に直接従事することを常例とする児童福祉司及び児童心理司並びにこれらに準ずる者として人事委員会の定めるもの</p>	<p>一・五（人事委員会が定めるものにあつては、〇・七五）</p>
<p>(4) 児童の生活指導に直接従事することを本務とする保育士及び児童指導員（①及び②に掲げる者を除く。）</p>	<p>一</p>

に を

改める。

別表第一の三知事の部本庁の項を次のように改める。

<p>本庁 理事、会計管理者、部長、参与</p>	<p>局長、秘書広報総括監、次長、副局長、出納事務局長、岐阜地域総括監、ねんりんピック推進事務局長、岐阜地域危機管理監、東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進総括監、東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進総括監、土木技監、参事、課長、総務事務センター長、ねんりんピック推進事務局総括監、男女共同参画・女性の活躍支援センター長、岐阜県保育士・保育所支援センター長</p>	<p>一種</p>
<p>室長、管理調整監、ねんりんピック推進事務局次長、広聴監、人事管理対策監、人材活用対策監、文書管理監、審理監、改革推進監、職員健康管理監、財産活用企画監、県庁舎開設調整監、情報システム管理監、認定審査監、SDGs推進監、多文化共生推進監、岐阜地域連携監、スポーツ施設企画監、スポーツ誘致推進監、冬季国体推進監、アスリート支援企画監、競技力向上対策監、レクリエーション・健康づくり推進監、学校連携企画監、地域調整監、危機管理企画監、地域防災支援監、防災対策監、防災情報管理監、防災航空センター長、防災航空センター管理監、航空安全管理監、航空管理監、整備管理監、岐阜地域防災対策監、地域防災対策監、救急支援監、生涯学習企画監、生物多様性企画監、資源循環推進監、不法投棄監視監、環境安全推進企画監、消費生活対策監、交通安全対策監、芸術文化企画監、医療対策監、国保制度対策監、医療人材対策監、看護対策監、在宅医療福祉</p>	<p>四種</p>	<p>一種</p>

所長	一種	別表第一の三知事の部文化財保護センターの項中	推進監、感染症・疾病対策監、こころの健康推進監、住宅宿泊事業対策監、福祉人材対策監、高齢者生きがいづくり推進監、介護事業者指導監、社会参加推進企画監、事業所指導監、男女共同参画推進監、男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長、少子化対策企画監、岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長、児童虐待対策監、経営支援対策監、人材育成企画監、人材確保対策監、中小企業総合人材確保センター長、成長産業企画監、航空宇宙産業連携監、地域産業推進監、東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監、販路開拓推進監、インバウンド推進監、技術総括監、農業研究企画監、検査監、競馬監督監、販売戦略企画監、技術指導監、花き振興企画監、畜産指導監、家畜防疫対策監、CSF対策・養豚業再生支援センター長、野生いのしし対策企画監、ぎふ木育推進監、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進対策監、森林監視指導監、建設技術企画監、建設業企画監、幹線道路企画監、道路管理企画監、技術管理監、土砂災害対策監、鉄道高架推進企画監、流域下水道経営企画監、宅地建物取引業対策監、建築物地震対策推進企画監、建築構造審査監、入札執行管理監、設備管理監、ぎふ建築担い手育成支援センター長、県営住宅管理監、県営水道経営企画監、都市公園企画監、出納審査監、地域出納審査監	六種
		を		

園長	四種	を	改め、同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「産業技術総合センターの所長、」を「保健環境研究所の所長、産業技術総合センターの所長及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同部看護専門学校「(多治見看護専門学校の総務課長に限る。)」を削り、同部希望が丘こども医療福祉センターの項中「事務局長」を削り、「整形外科部長」を「事務局長、整形外科部長」に改め、同部子ども相談センターの項中	一種
		を	改め、同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「産業技術総合センターの所長、」を「保健環境研究所の所長、産業技術総合センターの所長及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同部看護専門学校「(多治見看護専門学校の総務課長に限る。)」を削り、同部希望が丘こども医療福祉センターの項中「事務局長」を削り、「整形外科部長」を「事務局長、整形外科部長」に改め、同部子ども相談センターの項中	一種
所長	一種	を	改め、同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「産業技術総合センターの所長、」を「保健環境研究所の所長、産業技術総合センターの所長及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同部看護専門学校「(多治見看護専門学校の総務課長に限る。)」を削り、同部希望が丘こども医療福祉センターの項中「事務局長」を削り、「整形外科部長」を「事務局長、整形外科部長」に改め、同部子ども相談センターの項中	一種
		を	改め、同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「産業技術総合センターの所長、」を「保健環境研究所の所長、産業技術総合センターの所長及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同部看護専門学校「(多治見看護専門学校の総務課長に限る。)」を削り、同部希望が丘こども医療福祉センターの項中「事務局長」を削り、「整形外科部長」を「事務局長、整形外科部長」に改め、同部子ども相談センターの項中	一種
副所長	四種	を	改め、同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「産業技術総合センターの所長、」を「保健環境研究所の所長、産業技術総合センターの所長及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同部看護専門学校「(多治見看護専門学校の総務課長に限る。)」を削り、同部希望が丘こども医療福祉センターの項中「事務局長」を削り、「整形外科部長」を「事務局長、整形外科部長」に改め、同部子ども相談センターの項中	四種
		を	改め、同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「産業技術総合センターの所長、」を「保健環境研究所の所長、産業技術総合センターの所長及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同部看護専門学校「(多治見看護専門学校の総務課長に限る。)」を削り、同部希望が丘こども医療福祉センターの項中「事務局長」を削り、「整形外科部長」を「事務局長、整形外科部長」に改め、同部子ども相談センターの項中	四種
総務課長	六種	を	改め、同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「産業技術総合センターの所長、」を「保健環境研究所の所長、産業技術総合センターの所長及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同部看護専門学校「(多治見看護専門学校の総務課長に限る。)」を削り、同部希望が丘こども医療福祉センターの項中「事務局長」を削り、「整形外科部長」を「事務局長、整形外科部長」に改め、同部子ども相談センターの項中	六種
		を	改め、同部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「産業技術総合センターの所長、」を「保健環境研究所の所長、産業技術総合センターの所長及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同部看護専門学校「(多治見看護専門学校の総務課長に限る。)」を削り、同部希望が丘こども医療福祉センターの項中「事務局長」を削り、「整形外科部長」を「事務局長、整形外科部長」に改め、同部子ども相談センターの項中	六種

改め、同部木工芸術スクールの項の次に次のように加える。

園長	四種
総務課長	六種

障がい者総合就労支援センター	所長	二種
	副所長	四種
	部長	六種
	校長	二種
	副校長、訓練部長	四種
	総務部長	六種

別表第一の三知事の部情報科学芸術大学院大学の項の次に次のように加える。

岐阜関ヶ原古戦場記念館	副館長	二種
	総務課長	四種
	企画課長	六種

別表第一の三知事の部農林事務所の項中「総務課長」を「中濃農林事務所の副所長及び総務課長」に改め、同部家畜保健衛生所の項中

総務課長 保健衛生課長（中央家畜保健衛生所及び飛驒家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）	六種
--	----

に

保健衛生課長（中濃家畜保健衛生所及び東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）

七種

を

改め、同項の次に次のように加える。

総務課長、保健衛生課長（中央家畜保健衛生所、東濃家畜保健衛生所及び飛驒家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）	六種
--	----

に

別表第一の三知事の部土木事務所の項中「多治見土木事務所」の下に「恵那土木事務所」を加え、同表教育委員会の部森林文化アカデミーの項中

ぎふ木遊館	館長	二種
	副館長	四種
	課長	六種

副学長、事務局長

一種

を

副学長、事務局長

一種

に

森林総合教育センター長

四種

改め、同表警察本部長の部警察本部の項中「警察車両整備センター所長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改め、「県庁舎建設管理監」を削り、「認定審査監」の下に「SDGs推進監」を、「学校連携企画監」の下に「地域調整監」を、「防災航空センター長」の下に「防災航空センター管理監」を、「航空管理監」の下に「整備管理監」を、「生物多様性企画監」の下に「資源循環推進監」を、「消費生活対策監」の下に「交通安全対策監」を、「感染症・疾病対策監」の下に「こころの健康推進監」を、「福祉人材対策監」の下に「高齢者生きがいづくり推進監」を、「社会参加推進企画監」の下に「事業所指導監」を、「航空宇宙産業連携監」の下に「地域産業推進監」を加え、「施設整備企画監」を「販路開拓推進監」に改め、「家畜防疫対策監」の下に「CSF対策・養豚業再生支援センター長、野生いのしし対策企画監、ぎふ木育推進監」を加え、「森林経営対策監」及び「交通安全対策監」を削り、同表子ども相談センターの項中「判定課長」の下に「保護課長」を加え、同表土木事務所の項中「多治見土木事務所」の下に「恵那土木事務所」を加え、同表文化財保護センターの項中「所長」の下に「総務課長」を加え、同表看護専門学校（多治見看護専門学校）の総務課長に限る。）を削り、同表わかあゆ学園の項中「園長」の下に「総務課長」を加え、同表女性相談センターの項中「所長」の下に「副所長」を加え、同表木工芸術スクールの項の次に次のように加える。

障がい者総合就労支援センター	所長、副所長、部長
----------------	-----------

障がい者職業能力開発校	校長、副校長、部長
-------------	-----------

別表第二情報科学芸術大学院大学の項の次に次のように加える。

岐阜関ヶ原古戦場記念館	副館長、課長
-------------	--------

別表第二農業大学の項の次に次のように加える。

ぎふ木遊館	館長、副館長、課長
-------	-----------

別表第三事務局の部本庁の項中「政策企画係長」の下に「教育管理課の管理指導係長、管理指導係の課長補佐、主査、主任及び主事」を加え、同表森林文化アカデミーの項中「事務局長」の下に「森林総合教育センター長」を加える。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十一号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表飛騨農業共済事務組合の項、東濃農業共済事務組合の項及び中濃地域農業共済事務組合の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十二号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表知事の部本庁の項六級の欄中、「県庁舎建設管理監」を削り、「認定審査監」を「認定審査監、SDGs推進監」に、「学校連携企画監」を「学校連携企画監、地域調整監」に、「防災航空センター長」を「防災航空センター長、防災航空センター管理監」に、「航空管理監」を「航空管理監、整備管理監」に、「生物多様性企画監」を「生物多様性企画監、資源循環推進監」に、「消費生活対策監」を「消費生活対策監、交通安全対策監」に、「感染症・疾病対策監」を「感染症・疾病対策監、こころの健康推進監」に、「福祉人材対策監」を「福祉人材対策監、高齢者生きがいづくり推進監」に、「社会参加推進企画監」を「社会参加推進企画監、事業所指導監」に、「航空宇宙産業連携監」を「航空宇宙産業連携監、地域産業推進監」に、「施設整備企画監」を「販路開拓推進監」に、「家畜防疫対策監」を「家畜防疫対策監、CSF対策・養豚業再生支援センター長、野生いのしし対策企画監、ぎふ木育推進監」に、「森林経営対策監」及び「交通安全対策監」を削り、「回覧」の欄中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改め、「回覧現代陶芸美術館」の項七級の欄を次のように改める。

困難な業務を行う副館長(総務部長を兼ねるものを除く。)の職務

別表第一の表知事の部文化財保護センターの項五級の欄中「課長」を「課長(総務課長を除く。)」に改め、同項六級の欄中「所長」を「所長又は課長(総務課長に限る。)」に改め、同部看護専門学校(多治見看護専門学校)の総務課長を削る。同項六級の欄中「(多治見看護専門学校の総務課長に限る。)」を削り、同部希望が丘こども医療福祉センターの項六級の欄中「課長」を「事務局長、課長」に改め、同項七級の欄中「事務局長の職務」を削り、同部子ども相談センターの項中「判定課長」を「判定課長、保護課長」に改め、同部女性相談センターの項六級の欄中「所長」を「所長又は副所長」に改め、同部わかめ学園の項五級の欄中「課長」を「課長(総務課長を除く。)」に改め、同項六級の欄中「園長」を「園長又は課長(総務課長に限る。)」に改め、同部木工芸術スクールの項の次に次のように加える。

障がい者総合就労支援センター			所長、副所長又は部長の職務	困難な業務を行う所の職務		
障がい者職業能力開発校		科長の職務	校長、副校長又は部長の職務	困難な業務を行う所の職務		

別表第一の表知事の部情報科学芸術大学院大学の項の次に次のように加える。

岐阜関ヶ原古戦場記念館			課長の職務	副館長の職務	
-------------	--	--	-------	--------	--

別表第一の表知事の部農林事務所の項中「及び東濃農林事務所」を「、東濃農林事務所及び恵那農林事務所」に改め、「同部畜産研究所」の項の次に次のように加える。

水産研究所				課長の職務		
-------	--	--	--	-------	--	--

別表第一イの表知事の部家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

ぎふ木遊館				副館長又は課長の職務		館長の職務
-------	--	--	--	------------	--	-------

別表第一イの表知事の部土木事務所の項中「多治見土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監」を「多治見土木事務所、恵那土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監」に改め、同表教育委員会の部森林文化アカデミーの項六級の欄中「事務局長」を「事務局長、森林総合教育センター長」に改める。

別表第一ロの表警察本部長の部警察本部の項七級の欄中「災害対策部長」を「災害対策部長、人身安全対策部長」に改める。

別表第一チの表知事の部家畜保健衛生所の項五級の欄を次のように改める。

課長（中央家畜保健衛生所、東濃家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。）の職務

別表第一チの表知事の部家畜保健衛生所の項中「課長」を「課長（中央家畜保健衛生所、東濃家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）」に改め、別表第二リの表あん摩マッサージ指圧師はり師きゆう師柔道整復師の部を削り、同表備考第一号中「、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師」を「歯科衛生士及びび」に改める。

別表第三二の第一の項第一号中「卒業」を「卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」に改め、同表第二の項第一号中「卒業」を「卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」に改める。

別表第六リの表あん摩マッサージ指圧師はり師きゆう師柔道整復師の部を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一条第二項第一号に該当する公益的法人等の項中「公益財団法人岐阜県体育協会」を「公益財団法人岐阜県スポーツ協会」に改め、同表第二条第一項第二号に該当する公益的法人等の項中「めぐみの農業協同組合」を「めぐみの農業協同組合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十四号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則(平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

附則中第三十項を第三十一項とし、第二十六項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、第二十五項の次に次の一項を加える。

(令和三年一月一日における一般職員の昇給の号給数等)

26 第六項から第十一項まで及び第十九項の規定は、令和三年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「令和三年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「令和二年一月一日(以下「基準日」という。)前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「令和二年十二月三十一日」と、第八項第一号中「職員(次号及び第三号において「昇給号給数抑制職員」という。)にあっては、三号給以上」とあるのは「職員にあっては、一号給以上」と、同項第二号中「四号給(昇給号給数抑制職員にあっては、二号給)」とあるのは「四号給」と、同項第三号中「三号給以下(昇給号給数抑制職員にあっては、一号給以下)」とあるのは「三号給以下」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から令和二年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「令和三年一月一日」と、第十九項中「前項」とあるのは「第二十六項」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十五号

岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の退職管理に関する規則(平成二十八年岐阜県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十六号

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則(令和二年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「百分の九十二・五」を「百分の九十五」に改める。

附則第十四項中「百分の百八十五」を「百分の百九十」に改める

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会訓令甲

岐阜県人事委員会訓令甲第一号

事務局一般

岐阜県人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規程（昭和三十一年岐阜県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「勤務時間」の下に、「休暇等」を加える。

本則中「休憩時間及び休日」を「休暇等」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社